

第1 県税の概況

1 県税決算の概要

(1) 平成28年度の県税収入は、約1,518億円となり、最終予算額を約20億円上回ることができた。

前年度決算額と比較すると熊本地震の影響等により約72億円の減収となるが、収入歩合は0.1%上昇し、98.0%となった。

税目別にみると、平成26年税制改正による税率引上げの影響により法人事業税は約33億円増(+12.6%)、熊本地震の被災による車両買替や復興需要によるもの等により、自動車取得税は約3億円増(+24.0%)となった。

一方、熊本地震の影響による調定減に伴い地方消費税は約85億円減(▲27.3%)、株式等譲渡所得割の減少により個人県民税は約12億円減(▲2.5%)、熊本地震による課税見合わせにより不動産取得税は約9億円減(▲22.5%)となった。

表I 平成28年度主要税目の前年度比較及び増減理由 (単位:百万円、%)

税目	平成28年度 決算額A	平成27年度 決算額B	Aの 構成比	増減 A-B	前年度決算 比伸び率(%)	平成27年度決算額と比較した場合 の増減要因
個人県民税	48,318	49,560	31.8%	▲1,242	▲2.5	株式等譲渡所得割の減少
法人県民税	5,780	6,702	3.8%	▲922	▲13.8	法人税(国税)の減少に伴う法人 税割額の減少
県民税利子割	354	530	0.2%	▲176	▲33.2	平成28年1月1日より法人への利子割課税が 廃止されたことに伴う調定額の減少
個人事業税	1,506	1,504	1.0%	2	0.1	前年並み
法人事業税	29,568	26,270	19.5%	3,298	12.6	H26税制改正による税率引上げの影響 による増加
地方消費税	22,678	31,175	14.9%	▲8,497	▲27.3	熊本地震の影響による調定減
不動産取得税	3,198	4,125	2.1%	▲927	▲22.5	熊本地震による課税見合わせによ る減少
県たばこ税	2,122	2,101	1.4%	21	1.0	旧3級品税率引上げによる増加
ゴルフ場利用税	487	605	0.3%	▲118	▲19.5	熊本地震の影響による利用人員の 減少
自動車税	21,321	21,379	14.0%	▲58	▲0.3	熊本地震による納期変更による現 年滞納額の増加
自動車取得税	1,772	1,429	1.2%	343	24.0	熊本地震の被災による車両買替や復興 需要によるもの及び三菱自動車の燃費 不正に係る修正申告による増加
軽油引取税	14,514	13,397	9.6%	1,117	8.3	熊本地震の影響による軽油需要量の増 加
産業廃棄物税	134	150	0.1%	▲16	▲10.7	産業廃棄物税で最終処分場に持ち 込まれる廃棄物量の減
その他	30	31	0.0%	▲1	▲3.2	狩猟税における課税対象者となる 狩猟者の減少等
合計	151,784	158,958	100%	▲7,174	▲4.5	

※四捨五入により、各税目毎の税額計と合計額が合わない場合があります。

表II 県税調定収入の推移

(単位；百万円)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額	140,638	142,229	146,713	162,404	154,886
収入額	135,632	137,742	142,818	158,958	151,785
不納欠損額	519	468	412	394	335
収入未済額	4,487	4,019	3,482	3,052	2,767
収入歩合	96.4	96.8	97.3	97.9	98.0
調定対前年比	101.0	101.1	103.2	110.7	95.4

(2) 収入未済額の内訳

平成28年度の収入未済額は2,767,140,643円で、前年度に比較して284,801,605円の減少となった。

① 税目別内訳……表Ⅲのとおり

収入未済は、件数、税額ともに減少した。

個人県民税は、収入未済額の83.2%を占めており、この圧縮が急務であることから、各広域本部（天草以外）に特別対策班を設置し、市町村への助言機能を充実させ、併任徴収や徴収引継等の直接支援を行うとともに、個人住民税の特別徴収事業者への完全指定を実施し、滞納の未然防止に取り組んだ。

また、個人県民税を除いた収入未済件数の74.1%を占め、滞納整理に多くの労力を要する自動車税対策も重要な課題であり、滞納整理の早期着手等に取り組んだが、熊本地震による納期延長に伴う滞納整理期間の短縮により収入未済額増となった。

② 滞納状況別内訳……表Ⅳのとおり

表Ⅲ 収入未済額の税目別内訳

(単位:件、円)

税目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人県民税	107,918	2,859,184,274	93,813	2,445,049,065	85,879	2,302,917,582
法人県民税	772	25,186,918	828	27,039,948	684	17,228,270
個人事業税	535	59,127,281	511	56,895,244	445	48,899,607
法人事業税	121	41,790,843	156	51,806,506	139	23,805,698
不動産取得税	1,021	182,811,164	953	205,611,929	805	153,752,110
県たばこ税						
ゴルフ場利用税			1	504,000	10	8,375,195
自動車税	6,336	211,502,003	5,237	177,064,685	5,965	207,312,911
鉦区税	15	1,188,300	18	1,402,400	3	330,000
軽油引取税	10	101,651,291	9	86,568,471	1	4,519,270
料理飲食等消費税						
特別地方消費税						
計	116,728	3,482,442,074	101,526	3,051,942,248	93,931	2,767,140,643

表IV 収入未済額の滞納状況別内訳

(単位:円、%)

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比
個人県民税	2,859,184,274	82.1	2,445,049,065	80.1	2,302,917,582	83.2
財産差押中	33,612,040	1.0	32,583,488	1.1	22,509,975	0.8
換価猶予中	0	0.0	0	0.0	0	0.0
徴収猶予中	179,565,052	5.2	87,402,360	2.9	76,966,467	2.8
交付要求中	9,882,315	0.3	14,027,720	0.5	16,162,354	0.6
分納誓約中	36,376,550	1.0	22,052,527	0.7	21,620,681	0.8
徴収嘱託中	0	0.0	0	0.0	0	0.0
滞納処分停止中	105,976,077	3.0	112,665,073	3.7	74,629,140	2.7
そ の 他	257,845,766	7.4	338,162,015	11.1	252,334,444	9.1
計	3,482,442,074	100.0	3,051,942,248	100.0	2,767,140,643	100.0

(3) 不納欠損額の内訳

平成28年度の不納欠損額は334,521,574円で、前年度に比較して59,775,697円の減となった。

表V 不納欠損額の税目別内訳

(単位:件、円、%)

税目	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	件数	税 額	税 額 構成比	件数	税 額	税 額 構成比	件数	税 額	税 額 構成比
個人県民税	13,920	340,283,545	82.5	12,477	330,634,516	83.9	9,493	260,149,511	77.8
法人県民税	107	3,253,008	0.8	83	1,983,164	0.5	118	8,772,752	2.6
個人事業税	49	4,333,467	1.1	84	10,484,988	2.7	37	3,937,087	1.2
法人事業税	23	6,342,346	1.5	9	986,611	0.3	29	33,101,758	9.9
不動産取得税	31	8,842,946	2.1	39	8,410,044	2.1	24	4,506,211	1.3
県たばこ税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴルフ場利用税	39	7,323,859	1.8	0	0	0.0	0	0	0.0
自動車税	1,209	38,418,007	9.3	1,294	41,797,948	10.6	668	22,871,855	6.8
鉦 区 税	15	876,900	0.2	0	0	0.0	16	1,182,400	0.4
軽油引取税・ 旧	3	2,805,272	0.7	0	0	0.0	0	0	0.0
料理飲食等消費税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
特別地方消費税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
計	15,396	412,479,350	100.0	13,986	394,297,271	100.0	10,385	334,521,574	100.0

2 主要税目別調定状況の概要

平成 28 年度の県税調定額（現年度分）は、1,518 億 12 百万円、対前年度比 95.5%で 72 億円の減となった。これを税目別にみると、法人事業税(112.5%)、県たばこ税(101.0%)、軽油引取税(107.9%)等の税目で前年度を上回り、個人県民税(97.7%)、地方消費税(72.7%)、不動産取得税(76.1%)、自動車税(99.9%)等の税目は前年度を下回っている。

(1) 個人県民税

配当割、株式等譲渡所得割の減により、対前年度比 97.7%と下回った。

(2) 法人県民税

法人税割の課税標準となる法人税(国税)の減少により、対前年度比 86.2%と下回った。

(3) 県民税利子割

平成 28 年 1 月 1 日以降、法人課税が廃止されたことにより、対前年度比 66.8%と下回った。

(4) 個人事業税

主要業種である不動産貸付業及び請負業の業績が落ち込んだことにより、対前年度比 99.4%と下回った。

(5) 法人事業税

地方法人特別税の一部復元による税率引上げの影響が平準化したことにより、対前年度比 112.5%と上回った。

(6) 地方消費税

平成 28 年熊本地震による個人・企業の購買力の低下により、対前年度比 72.7%と下回った。

(7) 不動産取得税

平成 28 年熊本地震による課税見合わせに伴い、対前年度比 76.1%と下回った。

(8) 県たばこ税

たばこの売渡本数の増加により、対前年度比 101.0%と上回った。

(9) ゴルフ場利用税

平成 28 年熊本地震の影響による利用者の減少により、対前年度比 81.7%と下回った。

(10) 自動車税

登録台数の減少により、対前年度比 99.9%と下回った。

(11) 自動車取得税

エコカー減税の基準の厳格化のため、対前年度比 107.9%と上回った。

(12) 軽油引取税

平成 28 年熊本地震に係る復興需要により、軽油消費量が増加し、対前年度比 107.9%と上回った。

3 平成28年度地方税徴収の対策について

平成28年度においては、熊本地震により多くの県民が被災し、生活や事業継続が困難な状況にあることから、地方税徴収の対策については、被災地域の復旧の状況や、個々の納税者の生活状況を的確に把握し、被災者の生活や事業再建の妨げとならないよう配慮しながら取り組む方針を定めた。

今年度は、納期の延長措置がとられたことにより滞納整理を行う期間が例年より短いことから、税負担の公平性を実現するため、年間滞納整理計画の策定と進行管理の徹底及び実務能力の向上を図りながら、効率的な徴収対策を目指す。特に、悪質・高額滞納事案については、全庁的な連携を図りながら取り組むとともに、滞納処分の早期着手に努める。

なお、滞納整理に当たっては、地震の被災者も含まれることが考えられるため、納税者の権利を尊重しつつ、滞納者の被災状況等についても把握し、それぞれの実情に応じた適切な対応に努める。

個人県民税の徴収向上に向けた対策として、今年度は熊本地震への罹災証明の対策等で徴収確保が困難な市町村もあることから、各広域本部において、平成26年度から平成28年度まで3か年の個人県民税徴収強化計画を踏まえ、併任徴収や徴収引継等の徴収に直結する市町村への支援に加え、市町村職員のスキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善支援も併せて実施する等、市町村の実情に即した支援・助言を行う。

平成28年度地方税徴収対策の取組みの概要は、次のとおりである。

1 徴収対策概要

県税滞納の防止・圧縮に向けて、次のとおり徴収対策の実施。

(1) 平成28年熊本地震により被災した滞納者に対する滞納整理

① 熊本地震の被災者に対しては、被害や避難の状況等の把握に努め、必要に応じ納税の猶予制度の適用を行うなどの対応の実施

(2) 滞納整理の推進

- ① 年間及び月間滞納整理計画の策定と進行管理
- ② 預金、給与等の適時適切な差押えの実施
- ③ 滞納処分の停止の適切な処理及び滞納者への通知

(3) 個人県民税対策の推進

- ① 各広域本部における特別対策班を中心とした市町村支援の実施
- ② 併任徴収や徴収引継等による直接支援に加え徴収業務の進行管理、効率化等の業務プロセス改善のための間接支援の実施

2 徴収対策結果

平成 28 年度は熊本地震による被災者への配慮と納税者の権利を尊重しつつ、それぞれの実情に応じた適切な対応に努める一方、税負担の公平性の実現のため「滞納整理の推進」と「個人県民税対策の推進」を重点に徴収対策に取り組んだ。

特に、個人県民税に関しては、各広域本部の特別対策班による市町村への助言機能を充実させ、併任徴収や徴取引継等の直接支援を行うとともに、市町村職員のスキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善支援も併せて実施した。

(1) 滞納整理の推進

- ① 「平成 28 年度県税滞納整理実施要領」に基づき、滞納整理強化期間等を設定し、滞納者との接触強化を図り、預金、給与等の差押えを早期に実施するなど、滞納整理の早期着手に努めた。
 - 預金、給与等の債権差押件数 956 件
 - その他の財産を含めた差押件数 961 件
- ② 悪質滞納者に対して、捜索を含めた財産調査を行い、差押を強化した。
 - 捜索件数 2 件

(2) 個人県民税の徴収対策

- ① 各広域本部における特別対策班を中心に併任徴収や徴取引継等の取組を内容とする市町村支援を実施した。
 - 市町村への職員派遣(併任徴収) 延べ 747 人(35 市町村)
 - 共同催告 6,359 件(18 市町村)
 - 徴取引継 6 百万円(8 市町村)
 - 地域版滞納整理機構への支援 6 地域(上益城・下益城、阿蘇、玉名、人吉・下球磨、菊池、奥球磨)
- ② 併任徴収や徴取引継等の直接支援に加え、スキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善のための間接支援も内容とする新たな「個人県民税徴収強化計画(H26～H28)」に基づく支援を実施。
 - 重点対策市町(9 市 2 町) 熊本市、宇城市、益城町、荒尾市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、南小国町、八代市、人吉市、上天草市
 - 数値目標の設定
目標(個人県民税滞納繰越額 28 億 8 百万円)に対し実績(個人県民税滞納繰越額 23 億 3 百万)となり、目標額よりも約 5 億以上の圧縮

(3) 自動車税の徴収

- ① 熊本地震の影響により、納期の変更を行った。

例年:5月→8月

- ② 自動車税納期内納付キャンペーン広報等は中止。

※参考

- 納期内納付率 86.1%(前年度 76.7%)
- コンビニ納付利用率 40.1%(前年度 36.1%)

- ③ 電話による納付確認(コールセンター)業務の民間委託については、応札者がなく、実施しなかった。

第1 県税を取り巻く環境

1 これまでの県財政運営と県税の取組み

本県では、危機的な財政状況を踏まえ、平成21年2月に熊本県財政再建戦略（以下「戦略」という。）を策定し、歳入強化と歳出抑制の取組みを進め、戦略策定前に見込まれた毎年200億円超の財源不足を解消した。

県税についても、これまで戦略に基づいて税収の確保、税負担の公平性の観点から、適正課税や収税対策等、県税の更なる徴収率アップに向けた体制強化に取り組んできた。その結果、平成21年度決算（ピーク時）において約55億8千万円あった県税未収金が、その後6年連続減少し、平成27年度決算においては約30億5千万円まで圧縮した。特に、本県の税収の約3分の1を占める個人県民税については、県・市町村が強力に連携し、税収確保に取り組んだ結果、平成22年度決算（ピーク時）で約40億5千万円あった未収金額が平成27年度決算では約24億5千万円まで圧縮した。

このような取組みと景気回復の影響等もあり、税収は平成24年度に約1,356億円、平成25年度に約1,377億円、平成26年度には約1,410億円と3年続けて増加しており、平成27年度は約1,589億円と見込んでいる。

また、一方で定員管理計画に基づく全体的な職員数削減への対応や、広域本部への移行による組織の集約及び効率化に努めた。

2 最近の経済情勢と県税への影響

本県の景気は、緩やかな回復基調を続けており、平成28年度当初予算においては、前年度当初予算より51億円多い1,555億円を見込んでいたが、本年4月14日以降に発生した一連の地震（平成28年熊本地震）により、経済活動にも大きな影響が生じた。

加えて、被災した納税者の中には、住宅や家財、事業用資産を失ったり、収入源が断たれた結果、生活が困窮し、納税が困難となる者も生じる可能性がある。

こうしたことから、本年度の税収が見込額に達せず、また、震災の影響の長期化に伴い、平成29年度以降の税収についても、大きく減少する事態も考えられる。

3 信頼性の高い税務行政の確立

県税の役割とその重要性を十分認識し、常に公平・適正な賦課徴収に取り組み、税収の確保を基本とした信頼される税務行政の推進に努めるとともに、業務の遂行に当たっては、県民全体の奉仕者としての自覚と誇りを持ち、県民の負託に応えられるよう、綱紀の保持に努めてきた。

しかしながら、平成27年度においても、事務処理の誤りや個人情報管理の不徹底などの危機事案が生じたことから、今後も更なる事務管理の徹底等に努め、信頼性の高い税務行政を確立していく必要がある。

第2 基本方針

1 信頼される税務行政の確立

(1) 計画的な事務執行及び事務の見直し

平成28年度は、熊本地震対応のため、税務行政の年間スケジュールが大幅に変更されたことを踏まえ、例年以上に計画的な事務執行を行うとともに、県民サービスを維持したまま、業務の効率化を図る。

(2) 事務管理の徹底

賦課徴収業務における事故等を未然に防止するため、内部チェック機能を強化するとともに、発生した事故等には迅速かつ適正に対処する。

(3) 公金の適切な管理の徹底

県民等から託された県政の貴重な運営資金である県税を扱う立場として、より厳しい公務員倫理の確立と服務規律の確保に努める。

(4) 個人情報の適切な管理の徹底

平成28年1月1日よりマイナンバー制度が開始されたこともあり、特定個人情報を含め、個人情報の扱いには一層適切な管理を行う。

2 適正かつ公平な賦課徴収の実現

(1) 熊本地震の被災者への適切な対応

被災地域の復旧や個々の納税者の生活状況を的確に把握し、納税緩和措置の積極的な適用など、被災者の生活や事業再建に向け、適切に対応する。

(2) 適正な課税の徹底

課税及び減免等に係る関係法令を適正に適用するとともに、的確な調査及び指導を実施し、不適正な申告を確実に是正する。

(3) 早期の滞納整理・処分の徹底

期限内の自主的納付の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対しては、迅速な滞納整理・処分等により確実に納税義務を履行させる。

(4) 納税者の利便性の確保

納税者の利便性確保のため、納付方法の拡大等の検討を行っていく。

(5) 税務広報、租税教育の推進

納税意識の啓発を図るため、各種の広報媒体を通じて広報活動を行うとともに、法令や事務手続について、納税者に分かりやすく的確に周知する。

3 人材の育成

(1) 新たな研修制度の実施

熊本県税務職員等研修実施要項に基づき、各職場においてOJTを含めた計画的な職場研修を実施するとともに、本庁による集合研修や派遣研修の充実を図る。

(2) 組織連携の強化

組織で仕事をする職場づくりに取り組むとともに、苦情やトラブルに対して組織で対応する体制づくりを行う。

4 平成 28 年度税制改正の動向

平成 28 年度税制改正で県税に関する主な改正点は、次のとおりです。

税目等	改正の要旨	改正の概要
法人事業税	税率の改正	<p>資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の事業税の税率について、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に係る法人の事業税の標準税率は、次のとおりとする。</p> <p>ア 付加価値割 100分の1.2 イ 資本割 100分の0.5 ウ 所得割</p> <p>(ア) 所得のうち年400万円以下の金額100分の1.9(ただし、平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の所得割にあつては、100分の0.3) (イ) 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額100分の2.7(ただし、平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の所得割にあつては、100分の0.5) (ウ) 所得のうち年800万円を超える金額100分の3.6(ただし、平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の所得割にあつては、100分の0.7) (平成28年4月1日施行)</p>
自動車取得税	特例措置の見直し	<p>1 平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制の導入に伴い、自動車取得税に係るエコカー減税の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで同規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加えることとする。</p> <p>2 過疎地域等における生活路線バスの自動車取得税の非課税措置について、取得期限(現行平成28年3月31日までの取得が対象)を平成29年3月31日まで延長する。 (平成28年4月1日施行)</p>
不動産取得税	不動産取得税の特例税率の延長等	<p>1 独立行政法人都市再生機構等が売り渡す新築住宅について、平成28年3月31日までは、家屋が新築された日から1年(通常は6ヶ月)を経過して、使用又は譲渡が行われていない場合においては、1年を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして課税している。この「6ヶ月」を「1年」とする期限を平成30年3月31日まで延長する。</p> <p>2 土地の上に特例適用住宅が新築された場合の、減額及び徴収猶予の適用対象期限(現行平成28年3月31日までの取得が対象)を平成30年3月31日まで延長する。</p> <p>3 認定長期優良住宅である住宅の新築を平成28年3月31日までにに行った場合は、不動産取得税の課税標準の算定について1,300万円(通常は1,200万円)を価格から控除しているが、この特例を平成30年3月31日まで延長する。 (平成28年4月1日施行)</p>

5 平成17年度から導入した税について

※平成26年度に検討を行い、平成27年度以降平成31年度まで制度を継続することとされました。

1 水とみどりの森づくり税

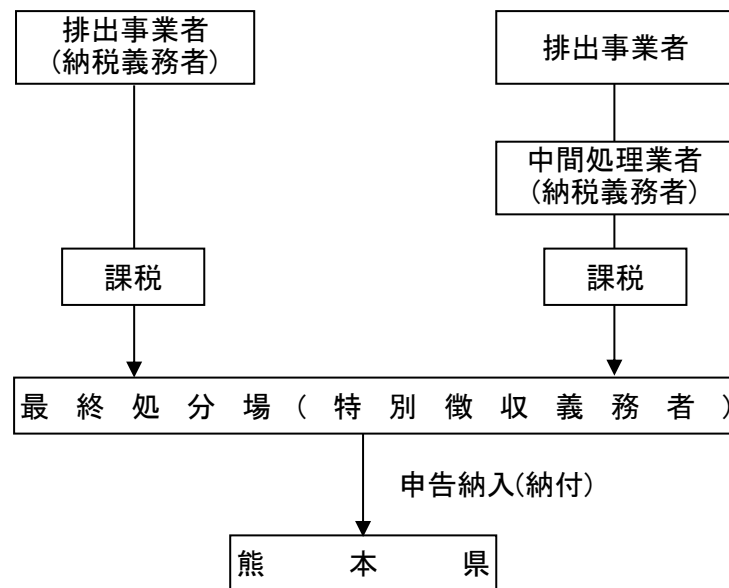
目的	水とみどりの森づくり税は、森林の現状を県民の皆様に御理解いただき、森林の持つ水源かん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るための税です。																				
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税(上乘せ)方式																				
納税義務者	県内に住所がある個人等と事業所等がある法人等で県民税均等割が課税されている方。																				
税率	<p>個人: 年額500円 ※ 個人県民税均等割額1,000円(標準税率)に上乘せします。</p> <p>法人: 法人県民税均等割(標準税率・年額)の5%相当額 ※ 平成17年4月1日以後に終了する事業年度から法人県民税均等割額(標準税率)に上乘せします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の額の区分</th> <th colspan="2">法人県民税均等割額</th> </tr> <tr> <th>標準税率 (年額)</th> <th>水とみどりの森 づくり税(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)</td> <td>800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 10億円超 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 1億円超 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>④ 1千万円超 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記以外の法人</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める額をいいます(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令で定めるところにより算定した金額)。</p>	資本金等の額の区分	法人県民税均等割額		標準税率 (年額)	水とみどりの森 づくり税(年額)	① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円	② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円	③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円	④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円	⑤ 上記以外の法人	20,000円	1,000円
	資本金等の額の区分		法人県民税均等割額																		
標準税率 (年額)		水とみどりの森 づくり税(年額)																			
① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円																			
② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円																			
③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円																			
④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円																			
⑤ 上記以外の法人	20,000円	1,000円																			
納税方法	<p>個人: 市町村による普通徴収 給与所得者は事業主による特別徴収</p> <p>法人: 申告納付</p>																				
税の使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営放棄され荒廃した森林の整備 ・ 県民参加の森林づくりの推進(ボランティア活動の支援、森林環境教育の推進)など 																				

2 産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てられる目的税です。

▶ 納める人

- 産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した排出事業者・中間処理業者の方が負担する税金で、最終処分業者(特別徴収義務者)が県に代わって徴収し、県に納めます(申告納入)。
* 産業廃棄物の最終処分を市町村や一部事務組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場において行う場合も含まれます。
- 事業者自ら排出した産業廃棄物を、自己設置の最終処分場に埋立処分する場合には、自ら県に納めることになります(申告納付)。



▶ 納める額

産業廃棄物1トンにつき1,000円

産業廃棄物の重量の測定が困難な場合は、換算係数で換算した重量となります。

▶ 申告と納税

年4回県に申告し、納めることになっています。

対象期間	申告納期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	翌年1月末日